

○弓削商船高等専門学校学寮入寮者選考及び離寮等に関する内規

制 定 令和4年4月13日

最終改正 令和6年5月16日

(趣旨)

第1条 この内規は、弓削商船高等専門学校学寮管理運営規則（以下「学寮管理運営規則」という。）第8条第5項及び第10条第2項の規定に基づき、学生の入寮選考及び離寮等について定める。

(入寮資格)

第2条 学寮に入寮できる者は、入寮誓約書の記載事項を確実に履行できる本校学生に限るものとする。

(入寮出願手続)

第3条 入寮を希望する者は、学寮管理運営規則に定める入寮願又は入寮延長願に必要事項を記入の上、所定の期日までに校長に提出しなければならない。

(入寮選考)

第4条 寮務主事は、寮務委員会において、前条により願い出のあった者について、次の各号に掲げる事項を総合的に考慮して入寮選考を行う。ただし、留学生は、留学生の修学を支援することを目的として、原則入寮を許可する。

(1) 選考の順序

- ア 新入生（編入学生を含む。）
- イ 入寮延長を希望する者
- ウ 上記以外の者

(2) 選考にあたって考慮する事項

- ア 共同生活における協調性
- イ 通学の困難度
- ウ 家庭の状況
- エ 弓削商船高等専門学校学寮寮生の禁止事項及び指導等に関する基準（以下「禁止事項及び指導等に関する基準」という。）第4に定める指導履歴（以下「指導履歴」という。）

2 部屋数の大幅な不足が予想される場合、指導履歴が3点以上の者は、入寮を認めない場合がある。

(特例措置)

第5条 学生又は保護者等が、風水害、火災、その他不慮の事故等にあった場合で、著しく通学が困難であると認められるときは、特別に入寮させることができる。

(入寮許可)

第6条 校長は、第4条の入寮選考の結果又は第5条に基づき、入寮を許可する。

(離寮)

第7条 次の各号の一に該当する者は、離寮を命じる場合がある。

- (1) 禁止事項及び指導等に関する基準第4第1項第4号に該当する者
- (2) その他校長が必要と認めるとき。

(離寮猶予)

第8条 第1学年及び第2学年の寮生は、次の各号の条件を科した上で離寮の執行を一定期間猶予することができる。ただし、猶予期間中に違反行為や作業不履行があった場合は、寮務委員会において猶予を取り消す場合がある。

- (1) 当直室に近い個室に移動させ、規則正しい生活が身につくよう指導する。
- (2) 部屋を常に清掃・整頓させ、巡検時に宿直教員による確認を行う。
- (3) 猶予期間の間、日誌の記帳・清掃作業等を行う。

(離寮者の入寮)

第9条 離寮した学生で、入寮を希望する学生は、担任教員に申し出る。担任教員は、当該学生に対する所見を付記し入寮願を校長に提出しなければならない。

2 離寮した学生の入寮許可基準は、次の各号による。

(1) 第1学年及び第2学年の場合

- ア 入寮審査日の直前の定期試験において欠席・欠課・遅刻早退が0であること。ただし、特別の事情を認める場合は、理由を付記すること。
- イ 直近の3ヶ月（休業日を含む。）以内において厚生補導委員会、学生主事等による補導を受けていないこと。
- ウ その他、寮務委員会が入寮を認めないとする相当の理由がないこと。

(2) 第3学年以上の場合

- ア 入寮審査日の前2回の定期試験において、欠席・欠課・遅刻早退が0であること。ただし、特別の事情を認める場合は、理由を付記すること。
- イ 直近の6ヶ月（休業日を含む。）以内において、厚生補導委員会、学生主事等による補導を受けていないこと。
- ウ その他、寮務委員会が入寮を認めないとする相当の理由がないこと。

3 入寮の審査は、定期試験後の欠席・欠課時数が確定した時期に、寮務委員会において行う。

附 則

この内規は、令和4年4月13日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和6年5月16日から施行し、令和6年4月1日から適用する。